三　土地の所在地
四　土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所
五　立入り等の期間
六　許可申請の事情

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）
二　土地の登記事項証明書（未登記の土地については、土地台帳の謄本。第三十七条の四第二項第三号において同じ。）その他の土地に関する権利関係を示す書類
三　土地の所在地を記載した図面

（輸送の安全の確保に必要な鉄道施設）

第三十七条の三　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める鉄道施設は、次のとおりとする。

一　鉄道線路
二　運転保安設備
三　電路設備

（植物の伐採等の許可申請）

第三十七条の四　法第二十二条の二第一項の規定により植物の伐採若しくは移植又は土石の除去（以下この項において「植物の伐採等」という。）の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した植物伐採等許可申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　植物の伐採等の目的
三　植物又は土石（次項第一号及び第四号において「植物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所
四　植物の伐採等の方法
五　植物の伐採等の時期
六　許可申請の事情

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）
二　植物の伐採又は移植にあつては、立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類
三　土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
四　植物等の所在地、種類、数量及び状態を示す書類及び図面

（旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置）

第三十七条の五　法第二十二条の三第一項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

（旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置）

第三十七条の二　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一～五　（略）